

## は し が き

この概要は、平成 19 年度の県内市町村等における普通会計及び公営企業会計等の決算の調査結果を取りまとめたものです。

現下の地方財政は、歳出面では、バブル経済崩壊後の累次の経済対策等に伴う巨額の地方債残高を抱えていることによる公債費の高止まりや扶助費の増加等義務的経費が増加基調にある反面、歳入面では三位一体改革による地方交付税の総額の抑制基調に加え、急激な景気後退に伴う、地方交付税の原資となる国税、地方税の大幅な減収が予想されるなど、今後においても歳出・歳入両面にわたって厳しい状況にあると言えます。

このような状況の中、地方公共団体の財政情報をよりわかりやすく住民に開示し財政規律の強化を図るため、新たな財務書類の整備等公会計の整備が推進されるとともに、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。平成 20 年度は、財政指標の公表等に関する規定が施行され、平成 19 年度決算における全国の地方公共団体の健全性に関する各指標が初めて公表されたところであります。いよいよ来年度（平成 20 年度決算）からは本格施行となり、各指標が一つでも早期健全化基準等以上となった団体は、財政健全化計画等の策定義務が生じ、この計画に基づき財政健全化へ取り組んでいくこととなります。

一方、現在、国及び地方では、地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めるため、地方分権が推進されています。新分権一括法案の平成 21 年度の提案に向け、政府の地方分権改革推進委員会では、新たに地方自治体が行う施策についての国による関与・義務付けの廃止、国から地方自治体への権限移譲などについて審議が進められてきており、先般、第 2 次勧告が取りまとめられましたが、こうした改革の流れに的確に対応していくためには、言うまでもなく個々の市町村の行財政の充実が不可欠であります。

県内の市町村におきましては、これまでも「集中改革プラン」等に基づき徹底した行財政改革を推進して参りましたが、引き続き歳出の抑制と重点化に取り組みながら、税収入の確保や受益者負担の適正化等自主財源の確保に努め、行政運営の透明性の向上を図り、住民の理解と協力を得ながら、財政健全化への努力を続ける必要があります。

本書が、市町村等における財政状況の実態を把握するうえでの参考資料として広く活用され、今後の行財政運営の一助となれば幸いです。

平成 21 年 2 月

青森県総務部市町村振興課長 徳大寺 祥宏